

I 統一論題

統一論題報告

IFRS 導入と EU/ドイツ —IFRS 導入の背後にある会計問題—

森 美智代

熊本県立大学

要 旨

我が国は、「2015 年以降 IFRS 適用（?）」を決断しなければならない時期に直面している。この問題を踏まえて、2005 年以降連結決算書への IFRS 適用が義務付けられた EU との関係において、特にドイツにおける IFRS 導入後の現状について、マクロ的観点とミクロ的観点から考察した。

まず I. マクロ的観点から考察し、IFRS 導入に「EU とドイツの会計制度及び監督制度」の連携体制が明らかになる。ドイツの IFRS 導入は、EU 法の国内法化をとおして行われてきた。また EU は IASB が発行する IFRS を全面的に受け入れるのではなく、上場企業に「EU による承認を経た EU-IFRS」の適用を義務付けている。上場企業がどのように EU-IFRS と IASB-IFRS に対応しているかは、連結決算書の開示にみることができる。

さらに II. ミクロ的観点から考察し、IFRS と商法会計の間には会計処理上の相違、利益数値の差異が生じることが明らかになる。2009 年商法改正、会計法現代化法（BilMoG）における会計制度は、これまでよりも IFRS に近づいたとされながらも、まだ会計処理の相違は残されている。

最後に、III. ドイツ会計監査所（DPR）の調査結果をとおして、会計制度と会計実務の関係を考察した。この調査によって、IFRS 導入後、制度に反する会計処理がみられる。それとともに、IFRS の決算書への影響が明らかになり、DPR は基準設定主体（DSR 及び IASB）へ提案する意向である。

本報告では、IFRS 導入の背後にある会計問題を検討した。これらの会計問題を無視して、我が国は IFRS 導入に踏み切ることはできないであろう。

はじめに

我が国において、2015年以降のIFRS導入が議論されるなかで、IFRS^{注1)}導入にはどのような対応が必要かという問題を踏まえて、本研究は、EUとドイツの関係、特にEU加盟国であるドイツのIFRS適用の対応に焦点をあてている。

本研究のねらいは、EU域内で経済への影響力の強いドイツにおけるIFRSへの対応とその現状を考察することによって、IFRS導入に必要な制度整備、その背後にある会計問題を探究することにある。

I. 2つの会計の国際的調和化

ドイツのIFRS導入に至るまでには、会計の2つの国際的調和化があったといえよう。まず1つは、1957年に設立された欧州経済共同体のもと、EU指令と国内の商法会計との調和化、つまり1978年EU第4号会社法指令（個別決算書規則）に端を発し、第7号会社法指令（連結決算書規則）、第8号会社法指令（決算書監査人規則）の国内法化が行われたことである。^{注2)}

そして1990年代以降はIAS（当時）との国際的調和化、つまり証券取引所におけるIAS適用の企業が増加したことから、表1に示すように、EUでは指令とIASとの相違を検討する審議が急速に進んでいった。その過程において、2000年5月には証券監督者国際機構（IOSCO）によって国際的証券取引所における会計基準としてIASが承認された。^{注3)}このことで、さらにEUにおけるEU指令とIASとの調和化の動きは加速した。そして、ついにEUでは、2002年IAS-

規則（IAS-VO [EG 1606/2002]）が公表され、この規則のなかで2005年をめぐり、EU域内の上場企業の連結決算書にはIFRS^{注4)}を適用しなければならないことが定められた。

1985年商法典（HGB）はEU指令との調和化、2009年商法改正はIFRSとの調和化を経て、商法会計制度は変化してきた。

したがって、ドイツのIFRS導入の経緯を考えるには、まずEUとの関係を踏まえた法制度の変遷を概観し、その上で、国内法化された会計制度の内容について考察する必要がある。そして前者についてマクロ的観点から、また後者はミクロ的観点から考察し、ドイツ商法会計制度へのIFRS導入には、どのような会計問題が生じているのかを探究することにしたい。

II. マクロ的観点からのアプローチ

ドイツ会計制度は、1978年EU第4号会社法指令の国内法化以降、EUとの連携した制度整備に基礎付けられている。それは、特に、2005年1月1日以降、連結決算書にIFRS適用が義務付けられることになったことによって、さらに国内法とEU法制度との連携が強くなったことで明らかになる。

1. 欧州証券規制当局委員会（CESR → ESMA [2011年1月以降]）、ドイツ証券取引所（DB）の規制市場の制度整備

2005年以降、EU域内の上場企業にIFRS適用が義務付けられたことで、ドイツ国内証券市場における企業の上場認可基準には、有価証券取引法（WpHG）においてIFRS適用が義務付けられている。しかし他方で、ニ

表Ⅰ EU の動き

EU における会計指令とそれに関わる事項			EU 指令と IAS との調整の動き	
1968 年 3 月 9 日	第 1 号指令	開示法指令 (68/151/EWG)	1990 年	EU 委員会は IASC にオブザーバーとして参加
1978 年 7 月 25 日	第 4 号指令	個別決算書指令 (78/660/EWG)	1995 年	会計調和化：国際的調和化に対する新戦略 [KOM 95 (508)]
1983 年 6 月 13 日	第 7 号指令	連結決算書指令 (83/349/EWG)	1996 年	IAS と EU 指令との一致について調査
1984 年 4 月 10 日	第 8 号指令	決算書監査人指令 (84/253/EWG)	1997 年	EU 委員会の Mario Monti の提案
1986 年 12 月 18 日		銀行会計指令 (86/635/EWG)	1997 年	IAS 12 と EU 会計指令との一致について調査
1989 年 2 月 13 日		銀行支店及び営業所指令 (89/117/EWG)	1998 年	IAS 1 と EU 会計指令との一致について調査
1990 年 11 月 8 日		有限会社指令 (90/605/EWG)	1998 年	EU 第 4 号指令・第 7 号指令の各項目に関する解釈指針
1990 年 11 月 8 日		中規模会社指令 (90/604/EWG)	1998 年	金融商品に関する公正な価値会計処理
1991 年 12 月 19 日		保険会社指令 (91/674/EWG)	1999 年	IAS 32 と EU 会計指令との一致を調査
1999 年 2 月 9 日		大中小規模資本金会社規模区分基準の提案 (RL 1999/51)	1999 年	IAS 19 と EU 会計指令との一致を調査
2001 年 9 月 27 日		公正価値指令 (RL 2001/65/EG)	1999 年	IAS 35・36・37・38・16・28・31 と EU 指令との一致の調査
2002 年 7 月 19 日		IAS－規則 (EG 1606/2002)	2000 年	SIC-16 と EU 会計指令との一致を調査
2003 年 1 月 28 日		市場乱用指令 (RL 2003/6/EG)	2000 年	1999 年 7 月 1 日以前の営業年度開始に適合する IAS と EU 会計指令との一致を調査 (2.18)
2003 年 5 月 15 日		大中小規模資本金会社規模区分指令 (RL 2003/38/EG)	2000 年	特定法形態の会社の個別決算書と連結決算書における認可価値評価指令改正 (2.24)
2003 年 6 月 18 日		欧州会社法の現代化法 (RL 2003/51/EG)	2000 年	EU 財務報告の戦略：将来の方向性 (6.13) [KOM2000 (359)]
2004 年 3 月 16 日	第 8 号指令	決算書監査人指令 (84/253/EWG) 改正	2001 年	欧州議会及び理事会の国際会計基準適用に関する命令 (2.13)
2004 年 4 月 6 日		IAS－規則の修正 (EG 707/2004)	2002 年	IAS－規則 (7.19) [EG 1606/2002]
2004 年 12 月 15 日		透明性指令 (L 39/38)	2004 年	IAS 1～10・36・37・38 の EU 指令への引継ぎ
EU 折衝委員会 (EU-Kontaktausschuss) は、EU 第 4 号指令第 52 条に規定されている条件に従って組織された諮問機関である。EU 委員会はテクニカル小委員会を設けて、特に IAS に関する事項を審議している。EU 折衝委員会は、EU 委員会の代表と加盟国の代表から組織されている。注) 網掛けは EU と IASC との関係の接点を示している。				
(出所) EU 委員会 (http://ec.europa.eu/) Pfitzer, Norbert/Oser, Peter/Orth, Christian, Offene Fragen und Systemwirdrigkeiten des Bilanzrechtsreformgesetzes (BilReG), DB, 2004, S.2594 の資料より作成した。				

図1 ドイツ証券取引所の上場認可基準と上場企業数
上場企業 (1,625 社)

ドイツ証券取引所上場認可基準		EU 規制市場		
ジェネラル基準 (287 社)	規制市場に必要な義務を充たすべきである	プリマ基準 (339 社)	DAX-30	30
	Ad hoc 開示（有価証券取引法 39 条・BaFin による監督）		M-DAX	48
	国際的会計基準（US-GAAP/IFRS）を充たすべきである		S-DAX	46
	英語及びドイツ語による中間報告書の開示		Tec-DAX	26
英語及びドイツ語による半期報告書の開示	Stoxx 50		10	
財務歴の開示	Stoxx 600		58	
1 年最低 1 回のアナリスト会議開催	EUROStoxx 50		12	
(出所) Bestmann, Uwe, <i>Börsen-und Finanzlexikon</i> , S.6-5, S.349, S.633-634, S.123 より作成した（2010 年 9 月現在）。				

ニューヨーク証券取引所に上場する企業には US-GAAP の適用が認められている。そのことから、国内の証券取引所に上場している Fresenius Medical Care 等のニューヨーク証券取引所に上場している企業 (12 社) は、IFRS と US-GAAP の二つの基準で連結決算書を作成及び開示している^{注5)}。

ドイツ証券取引所の規制市場は、国内では金融庁 (BaFin) によって監督され、BaFin は欧州証券規制当局委員会 (CESR) に代表を派遣し、EU 指令及び規則をとおして加盟国の統合に向けて連携している。しかし連携はしていても、BaFin はドイツとしての独立した権限を有している^{注6)}。

CESR は、2001 年に EU 委員会の会計基準のエンフォースメントのために設置された。さらに CESR は、2011 年 1 月に組織編成し、欧州証券及び市場当局 (ESMA) に引き継がれた。今後 ESMA は EU 加盟国における EU 法適用のための手続きを進める権限をもつことになる。

EU 規制市場とドイツ証券取引所 (DB) との関係は、図 1 に示すことができる。国内の上場認可基準にはジェネラル基準とプリマ基準があり、プリマ基準はジェネラル基準よ

りも高質の基準を充たす、厳しい上場認可基準となっている^{注7)}。

次に、EU 域内の上場企業の連結決算書に IFRS を適用するために、国内法はどのような改正を経てきたのかについてみていくことにする。

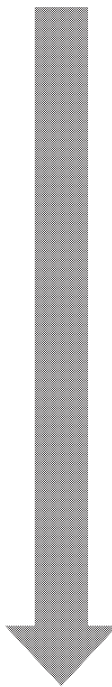
2. 資本市場に基礎付けられた会計制度の整備

1978 年 EU 会社法指令の国内法化は、表 1 に示すような経緯で進められた。その際、1985 年 HGB には、1965 年株式法 (AktG) の会計規則が組み込まれた^{注8)}。

2002 年 IAS-VO は EU 加盟国への統一した会計基準として IFRS 導入を進めるものであり、この規則には、EU 域内の企業が資本市場及び国際的資本市場において平等の競争条件のもとで競争する状況をつくり (第 6 条)、また EU 委員会が共通の構想を展開するために、加盟国と CESR (当時) との協力を定めている (第 16 条)^{注9)}。

表 2 の法改正において、債権者保護を基礎とする国内の会計制度に変革をもたらしたのは、1998 年資本調達規制緩和法 (KapAEG) であった。この法改正は、2005

表 2 会計制度の変遷と上場企業の年度決算書に及ぼす影響

表 1 	年代	法改正	決算書に及ぼす主な点
	1978 年	EU 第 4 号指令	個別決算書に関する規則
	1983 年	EU 第 7 号指令	連結決算書に関する規則
	1985 年	1965 年株式法（会計規定）→商法典	EU 指令の国内法化（調整の手段→選択権）
	1998 年	資本調達規制緩和法（KapAEG）	連結決算書の IAS/IFRS・US-GAAP 適用について選択権が与えられた（商法 292 a 条）。
	1998 年	企業領域における監督及び透明性に関する法（KonTraG）	ドイツ会計基準委員会（DRSC）の設置（商法 342 条・商法 342 a 条）、連結決算書にキャッシュフロー計算及びセグメント報告が補足情報として追加される（商法 297 条）。
	2000 年	資本金会社指令法（KapCoRiLiG）	免責連結決算書は、証券取引法 2 条 5 項で定められている「証券取引所で取引をしている上場企業」に適用範囲が拡張される。
	2001 年	公正価値指令（Richtlinie 2001/65/EG）	国際的に行われている会計基準の確定のための整備において、歴史的原価による金融商品の評価から離れ、公正価値評価を基礎とする会計を支持した。
	2002 年	透明性及び公開法（TransPubG）	上場企業の連結決算書において、キャッシュフロー計算とセグメント報告が独立した報告書として構成される。
	2002 年	IAS-規則（IAS-VO）	EU 域内の上場企業は、2005 年 1 月 1 日及びそれ以降に開始される営業年度の連結決算書に IAS/IFRS を適用しなければならない。
IAS/IFRS 適用 	2003 年	現代化指令（Richtlinie 2003/51/EG）	IAS/IFRS と EU 第 4 号指令/第 7 号指令との調和化のために、加盟国の国内法で認められた評価及び計上・記載規則に IAS/IFRS を 2005 年 1 月 1 日までに交換しなければならない。
	2004 年	会計法改革法（BilReG）	公正価値指令の変換にあたり、付属説明書へ新しい記載事項が導入され、付属説明書と状況報告書の記載内容が扱われる（商法 315 条）。IAS/IFRS に従った連結決算書（商法 315 a 条）の作成
	2004 年	会計統制法（BilKoG）	商法 342 b 条 1 項に従って、2005 年に会計監査所（DRP）が設置され、上場企業の年度決算書の調査が実施される。
IAS/IFRS 適用義務	2004 年	透明性指令（Richtlinie 2004/109/EG）	資本市場の規制市場における財務報告書による情報開示が定められている。
	2007 年	電子商業登記簿及び組合登記簿、企業登記簿についての法（EHUG）	電子官報として、2007 年 1 月 1 日以降、電子形式での資料公開が義務付けられた。
2010 年 1 月 1 日施行	2009 年	会計法現代化法（BilMoG）	2010 年 1 月 1 日施行、IFRS に近づけるため、会計処理の選択権を縮小した法改正。

(出所) M.Fischer, Thomas/Klopper, Elisabeth, Beurteilung der Rechnungslegung nach IAS-Ergebnisse einer Befragung deutscher börsennotierter Unternehmen-, WPg, 13/2004, S.694-695, Wendlandt, Klaus/Knorr, Liesel, Das Bilanzrechtsreformgesetz, KoR 2/2005, S.53-54 より作成した。注) 網掛けは EU 法である。参考: 佐藤誠二編著『EU・ドイツの会計制度改革』森山書店, 2007 年。郡司健著『連結会計制度論』中央経済社, 2000 年。

年までの IFRS 適用に向けて、2004 年 12 月 31 日までの暫定処置であった。それは、商法において、国際的証券取引所に上場する企業（親会社）の連結決算書に私的基準である IFRS か、或いは US-GAAP を適用できる選択権（商法 292 a 条）を定めたものであった。1998 年 KapAEG が公表された時期には、まだ EU 及びドイツでは IAS か、或いは US-GAAP のどちらをとるかについて議論^{注 10)}されていた。

KapAEG の改正では、私的基準を導入するための準備として、ドイツ会計基準委員会 (DRSC) が設置された（商法 342 条 1 項 2 文）。これは、アメリカの FASB 及び IASB になった民間の会計基準設定委員会であり、これまで立法過程を経て法制度が整備されてきた法領域に大きな変革をもたらした。

伝統的に企業は金融機関からの資金調達に頼っていることから、国内の企業は金融機関による支配が定着しており、金融機関からの経営者による経営は、経営監督の監査役機能が空洞化しており、それが企業破たんの原因といわれ、ドイツの経済再建のためには、企業の経営組織の改革が必要であった。それを背景に、1998 年企業領域における監督及び透明化法 (KonTraG) によって、企業のコーポレート・ガバナンスの改革が進められることになった^{注 11)}。

1998 年 KapAEG 法改正を基礎として、さらに会計制度と監督の整備に影響を及ぼしたのは、2003 年会計監督法 (BilKoG) と 2004 年会計法改革法 (BilReG) であった。BilReG によって会計規定の改正が行われ、2003 年 BilKoG のもとでは、2004 年にドイツ会計調査所 (DPR) が設置された。このように、会計制度と会計監督体制の制度整備は並行に進められてきた^{注 12)}。

EU 指令と国内法の調和化のための妥協の産物とされてきた選択権、つまり 1985 年 HGB 改正における会計処理上の選択権は、IFRS 導入のために、2009 年会計法現代化法 (BilMoG) では削減されることになった^{注 13)}。

以上、マクロ的観点から、EU とドイツの会計制度変遷を概観した上で、次に、ミクロ的な観点から、会計制度の内容について考えてみたい。

III. ミクロ的観点からのアプローチ

1. IASB-IAS/IFRS と EU-IAS/IFRS への対応

国内の会計制度では、表 2 で示したように、IFRS 導入のため、数々の法制度改革が行われてきた。ドイツでも「EU の IFRS 導入」に対する議論が活発に行われた。つまり IASB が発行する IFRS に対して、EU 域内では EU が承認した IFRS が上場企業に適用されるべきである。

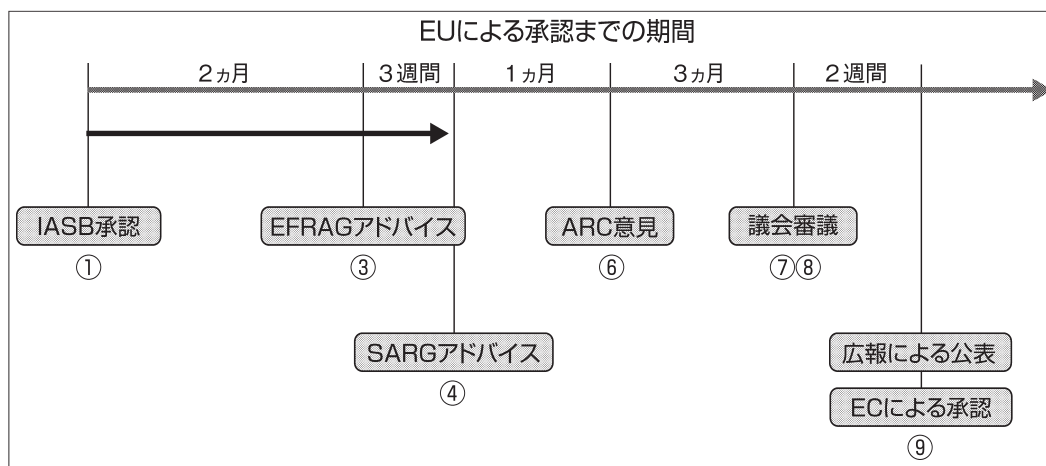
IAS-VO 第 9 条で定められた①理事会指令の基本要件を充たす、②欧州の公益、③利害関係者への有用な情報提供という 3 つの要件を充たすのが EU-IFRS である^{注 14)}。

これは、IASB が発行する IFRS は私的基準であり、まだ EU 法として法変換されていないという理由を裏付けるものである。

しかし図 2 に示すように、IASB が発行する IFRS が、EU で承認されるまでには約半年のタイムラグが生じることになる。

そのため EU 域内の上場企業が IFRS を適用する場合に、IASB が既に発行した IFRS を適用すべきか、或いは EU が承認した IFRS を適用すべきかが問題となった^{注 15)}。

図2 IASB と EU による IFRS 承認のタイムラグ



(出所) EU, International Accounting Standards and Interpretations endorsement process in the EU, Regulation (EG) No.1606-2002.

ドイツ上場企業は、IASB と EU における承認のタイムラグに対して、さまざまな形で開示している。その一例として、アウルビス (Aurubis) 社の営業報告書 (2008 年/2009 年) を示すことができる。

- ①初度適用に義務付けられる基準と解釈
- ②初度適用に義務付けられない基準と解釈
- ③前倒しの適用ができない基準
- ④公表されているが、まだ施行されていない基準等に区分して開示している。

2005 年以降の IFRS 適用義務は、アメリカのニューヨーク証券取引所に上場しているドイツ企業 (株式指数 DAX) は US-GAAP を適用していたことから、2005 年 1 月 1 日以降という期限までには IFRS 適用義務は強制できず、2007 年以降という猶予期間が認められた。^{注16)}

しかし実務では、US-GAAP を適用している企業には、いずれ IASB-IFRS が EU で承認されることを予想し、かつ US-GAAP と「IASB が承認し公表した IFRS」が類似した場合に、EU でまだ承認されてい

ない IFRS を前倒しで適用する企業がみられるようになった。

その代表的な基準が、IFRS 第 8 号「事業セグメント」であった。既に EU で認められている IAS 第 14 号「財務諸表の表示」(14) は、IFRS 第 8 号とは内容的に異なるところがあり、この第 8 号はアメリカの SFAS 第 131 号「企業のセグメント及び関連情報の開示」に近い基準であった。ニューヨーク証券取引所に上場している企業は、既にアメリカ基準を適用していることから、IFRS 第 8 号が EU で承認されていなくても、将来承認が予想される基準については、前倒しで適用する方が都合がよい。このような現状に対して、ドイツの学会では IASB-IFRS と EU-IFRS との相違、つまり私的基準の EU 法への変換について、Pellens 等を中心として議論が活発となった。^{注17)}

IFRS と商法会計の調和化は、段階的な法改正を経て、2009 年 HGB 改正、BilMoG に反映されることになった。次に、その主な内容についてみていくことにする。

表 3 Aurubis 社の EU-IFRS への対応
2008 年／2009 年営業報告書（事例：Aurubis AG）

初度適用が義務付けられる基準と解釈		適用義務	EU 委員会による承認	影響
IAS 第 39 号・IFRS 第 7 号		2008 年 6 月 1 日	2008 年 10 月 15 日	なし
IFRIC 第 11 号	IFRS 第 2 号グループ及び自己株式取引	2008 年 1 月 1 日	2007 年 6 月 1 日	なし
初度適用が任意である基準と解釈		適用義務	EU 委員会による承認	影響
IFRS 第 8 号	事業セグメント	2009 年 1 月 1 日	2007 年 11 月 21 日	セグメント報告書の変更
IFRIC 第 12 号	サービス譲与契約	2009 年 10 月 1 日	2009 年 3 月 26 日	なし
IFRIC 第 13 号	カスタマー・ロイヤルティ・プログラム	2009 年 1 月 1 日	2008 年 12 月 16 日	なし
IFRIC 第 14 号	確定給付資産の制限、最低積立要件及びそれらの相互関係	2009 年 1 月 1 日	2008 年 12 月 16 日	なし
IFRIC 第 16 号	在外営業活動体に対する純投資のヘッジ	2009 年 7 月 1 日	2009 年 6 月 5 日	なし
前倒しの適用ができない基準と解釈		適用義務	EU 委員会による承認	影響
IAS 第 1 号	財務諸表の表示	2009 年 1 月 1 日	2008 年 12 月 17 日	経営者による監査に基づく
IAS 第 23 号	借入費用	2009 年 1 月 1 日	2008 年 12 月 10 日	経営者による監査に基づく
IAS 第 27 号	連結及び個別財務諸表	2009 年 7 月 1 日	2009 年 6 月 12 日	将来の変換の種類及び範囲によるが、現在はまだ影響ない。
IAS 第 32 号	金融商品：表示	2009 年 1 月 1 日	2009 年 1 月 21 日	経営者による監査に基づく
IAS 第 39 号	金融商品：認識及び測定	2009 年 7 月 1 日	2009 年 9 月 16 日	経営者による監査に基づく
IAS 第 39 号	金融商品：認識及び測定	2009 年 9 月 13 日	2009 年 9 月 10 日	経営者による監査に基づく
IFRS 第 7 号	金融商品：開示			
IAS 第 27 号	連結及び個別財務諸表	2009 年 1 月 1 日	2009 年 1 月 23 日	経営者による監査に基づく
IFRS 第 1 号	国際財務報告基準の初度適用			
IFRS 第 2 号	株式報酬	2009 年 1 月 1 日	2008 年 12 月 16 日	経営者による監査に基づく
IFRS 第 3 号	企業結合	2009 年 7 月 1 日	2009 年 6 月 12 日	将来の変換の種類及び範囲に依存するが、現在はまだ影響ない。
多様な対処	2008 年改善プロジェクトー改定 IFRS	2009 年 1 月 1 日 / 2009 年 7 月 1 日	2009 年 1 月 23 日	経営者による監査に基づく
IFRIC 第 15 号	不動産の建設に関する契約	2010 年 1 月 1 日	2009 年 7 月 27 日	なし
公表されているが、まだ施行されていない基準と解釈		適用義務	EU 委員会による承認	影響
IFRS 第 1 号	国際財務報告基準の初度適用	2009 年 7 月 1 日	2009 年第 4 四半期	なし
IFRS 第 2 号	株式報酬	2010 年 1 月 1 日	2010 年第 1 四半期	経営者による監査に基づく
IFRS 第 7 号	金融商品：開示	2009 年 1 月 1 日	2009 年第 4 四半期	経営者による監査に基づく
IFRS 第 9 号	金融商品	2013 年 1 月 1 日	未定	
IAS 第 32 号	金融商品：表示	2010 年 2 月 1 日	2009 年第 4 四半期	経営者による監査に基づく
IFRIC 第 9 号	組込デリバティブの再査定	2009 年 6 月 30 日	2009 年第 4 四半期	経営者による監査に基づく
IAS 第 39 号	金融商品：認識及び測定			
多様な対処	2009 年改善プロジェクトー改定 IFRS	基準による	2010 年第 1 四半期	経営者による監査に基づく
IFRIC 第 17 号	所有者（株主）に対する非現金資産の分配	2009 年 7 月 1 日	2009 年第 4 四半期	経営者による監査に基づく
IFRIC 第 18 号	顧客からの資産の移転	2009 年 7 月 1 日	2009 年第 4 四半期	経営者による監査に基づく

注）基準の翻訳参照：国際会計基準委員会財団（編纂）『国際財務報告基準（IFRSs）2009』中央経済社，2009 年。

表 4 商法の法的形態別の会社数

		2005 年		2007 年		変動
自然人	個人商人	2,130,837	70 %	2,253,131	65 %	↓
人的会社		383,358	13 %	407,412	12 %	↓
合名会社 (OHG)		261,705				
合資会社 (KG)		121,653				
資本公司		460,204	15 %	573,985	17 %	↑
	有限会社 (GmbH)	452,946				
	株式会社 (AG), 株式合資会社 (AG&CO.KG) とその他	7,258				
その他		62,359	2 %	232,597	6 %	↑
総 計		3,036,758	100 %	3,467,125	100 %	

(出所) Statistisches Bundesamt Deutschland, Unternehmensregister (2007 年 12 月 31 日現在) より作成した。

2. 2009 年商法改正への IFRS の影響

(1) 連結決算書

EU 域内の上場企業の連結決算書には、EU-IFRS の適用が義務付けられ、一方国内企業は、2009 年 HGB 改正において BilMoG に従って会計処理を行うことになる。

国内の会社形態は、表 4 に示すように、多くの会社は、証券取引所に上場していない限り、HGB に従って決算書を作成することになる。

したがって BilMoG では、IFRS に近づけるために会計政策の余地が狭められている。1 つには、この改正において逆基準性の原則は廃止され、基準性の原則（本報告では EU レベルで調整が進行中で度外視した）は存続したことである。また IFRS に近づけられたとされる BilMoG にみられる特徴は、会計処理の選択権が削減されたことである。^{注 18)}

本稿では、EU 会計法指令との調和化では、会計処理の妥協の産物とされた選択権に焦点をあて、どのように変化しているのかについて

考察する。まず連結決算書における選択権の削減は、表 5 に示すとおりである。

2009 年 BilMoG には、IFRS に近づけられている一方、次のような特徴、

- ① 伝統的な商法上の「正規の簿記の諸原則」
- ② IFRS を全面的に導入した規則
- ③ IFRS を部分的に導入した規則
- ④ IFRS の会計処理に選択権が与えられた規則

等がみられる。他方、個別決算書に関わる商法上の選択権^{注 19)}の削減は、表 6 に示すとおりである。

(2) 個別決算書

遅くとも 2007 年以降、EU における IFRS の連結決算書への適用が義務付けられることになった背景で、また個別決算書への IFRS 適用についても議論された。^{注 20)}

ドイツ企業には、原則上、個別決算書は商法に基づき作成し、利益配当、課税算定の基礎となることを前提として、商法上の個別決算書の作成が義務付けられている。

しかし開示においてのみ、個別決算書へ IFRS の適用は、商法決算書の代わりに資本

表 5 連結決算書における選択権

旧商法	新商法	商法条文
パーチェス法とプーリング法の選択が可能である。	パーチェス法が義務づけられる。	301 条・旧 302 条
帳簿価値評価と時価評価の選択が可能である。	時価評価が義務づけられる。	301 条 1 項
買収時点、最初に組み入れられる時点、子会社になった時点について選択が可能である。	子会社になった時点が義務づけられる。	301 条 2 項
借方と貸方の差額相殺を選択することが可能である。	借方と貸方における別記が義務づけられる。	301 条 3 項
のれんの部分或いは計画償却、準備金による相殺について選択が可能である。	買入のれんの計画償却が義務づけられる。	309 条
資本持分法と帳簿価値法の選択が可能である。	帳簿価値評価が義務づけられる。	312 条 1 項・2 項
買収時点、最初に連結される時点、関連会社になった時点について、選択が可能である。	関連会社になった時点の適用が義務づけられる。	312 条 3 項

(出所) Christian/Wolfgang/Nobert, *Bilanzpolitik und Bilanzanalyse nach neuem Handelsrecht*, Stuttgart 2010, S.23.

市場に上場している企業の連結決算書と個別決算書の連携関係を考慮して、個別決算書にも IFRS を適用できるという選択権が容認されている（商法 325 条 2 a）。その際、IFRS に従った個別決算書を作成する場合にも、企業には商法に従った個別決算書の作成が義務付けられている。そのため、IFRS を個別決算書に適用することは、商法及び IFRS による 2 つの個別決算書を作成することになる。EU では個別決算書への IFRS 適用に選択権を与えていることから、その対応は加盟国によって異なるが、ドイツでも個別決算書への IFRS 適用は選択権を与えている。しかし一般には多くの企業が商法上の個別決算書を作成することになるであろう。

表 5 と表 6 に示すように、BilMoG では、会計処理及び評価に関する選択権の削減を特徴としている。

多くの選択権が容認されていた旧商法、選択権が削減されている新商法、IFRS に従った会計処理を行う場合に、どのような数値の差額が生じるかが注目される。次に、3 つの

基準に従った会計処理を対象とした事例研究を取り上げることとする。

3. 旧商法・新商法及び IFRS における会計数値の差異

Rogler による会計処理の事例^{注 21)}、旧商法・新商法・IFRS に従った会計処理における利益数値の差額に焦点をあてて考察する。この事例では、選択権の削減は会計政策の余地を狭めるかどうかが目される。

Rogler は、A 会社（仮説）の取引を例示して、3 つの基準に従って、以下の 10 の会計処理をした場合に算定される利益数値の最大及び最小数値を示している（説明上貨幣単位省略：取引の仕訳は紙面の都合上省略）。

①試験研究費

試験研究費は支払能力に影響する費用であり、当該営業年度に 250 発生したとする。基礎研究に 100 消費する。新しい製品グループの開発に 90、新しいコンピュータ開発に 60 消費した。90 は、新しい製品グループに 20、原型には 70 がかかる。ソフトウェアは、既

表 6 個別決算書における選択権

旧商法	商法規定	新商法	商法規定
特別準備金の貸方計上できる（選択権）。	247 条 3 項	貸方への計上禁止	
4 ヶ月から 12 ヶ月内に繰り延べる維持補修引当金を貸方に計上することができる（選択権）。	249 条 1 項	貸方への計上禁止	249 条 2 項
費用性引当金を貸方へ計上することができる（選択権）。	249 条 2 項	貸方への計上禁止	249 条 2 項
棚卸資産における消費税・前払金における売上税を借方へ計上することができる（選択権）。	250 条 1 項	借方への計上禁止	250 条 1 項
価値下落が長期的でない場合に、固定資産の特別減価償却を行うことができる（選択権）。	253 条 2 項	特別償却の禁止	253 条 3 項
流動資産の損失見越しが可能である（選択権）。	253 条 3 項	流動資産に損失見越しが禁止	253 条
理性ある商人の判断の範囲内での価値引き下げが可能である（選択権）。	253 条 4 項	理性ある商人の判断の範囲内での価値引き下げが禁止	253 条
価値引き上げが可能である（選択権）。	253 条 5 項	価値引き上げ命令（例外 買入のれん）	253 条 5 項
税法上の下限価値での価値評価が可能である（選択権）。	254 条	税法上の下限価値での価値評価が禁止	
製造原価として材料及び製品の共通費の借方計上が可能である（選択権）。	255 条 2 項	製造原価として材料及び製品の共通費が借方へ計上されなければならない。	255 条 2 項
買入のれんを資産として計上することが可能である（選択権）。	255 条 4 項	買入のれんが合併による資産として借方へ計上されなければならない。	246 条 1 項
買入のれんを部分償却できる（選択権）。	255 条 4 項	買入のれんの部分償却が禁止される。	246 条・253 条 2 項
さまざまな消費処理が可能である（選択権）。	256 条	平均法、先入先出法、後入先出法だけが容認される。	256 条
開始開発費用について、擬制資産として借方計上が可能である（選択権）。	269 条	資産ではないものの借方計上禁止	246 条
資本金のうち未払込資本を借方側固定資産の前に記載するか、あるいは引受済資本から控除して記載するかについて選択できる（選択権）。	272 条 1 項・3 項	引受済資本の内、未払込資本の控除	272 条 1 項
引受済資本から控除するか、或いは準備金設定を含め流動資産に自己株式を表示することができる（選択権）。	272 条・関連規定 265 条	引受済資本からの自己資本の控除	272 条 1 a・b 項
貸借対照表或いは付属説明書に債務の分類	285 条 2 号	付属説明書に債務の分類が義務づけられる。	285 条 2 号
株所有の特別の一覧表が容認されている。	287 条 / 285 条 11 号・11a 号	株所有を付属説明書に一覧表で記載することが義務づけられている。	285 条 11 号・11a 号

注）表示及び記載についての選択権と義務
（出所）Christian/Wolfgang/Noert, *a.a.O.*, S.15-S.18。

に5年利用しているとする。

②のれん

他企業を買収した際、購入価額は4.600であったが、その時価は4.000である。

③社債差額

買収のための資金を融資するために、債券を5年償還、3.000で発行した。返済額は2.925、当該支払利子は取引を簡略化するために無視する。

④費用性引当金

耐用年数10年、2.500の印刷機を購入した。5年後にローラーを取り替えることにして、その費用を500と見積もる。さらに2年後の点検費用を150と見積もる。

⑤補修維持引当金

機械に計画された維持補修整備の減損を毎年度3月に行い、その発生費用を80と見積もる。

⑥土地建物等の資産を公正価値で評価

決算日に、土地及び建物を7.500と公正価値で評価する。債務者の破産手続きが開始され、債券の時価は著しく下落したので、決算日の公正価値は20.600にしかならなかった。決算日に、すべての短期有価証券は4.000で評価された。その他の営業取引から生じる資産の価値変動は考慮しない。

⑦棚卸資産の継続記録法

貸借対照表上の材料及び補助、経営財は期首残高とt1年（当該会計年度）の購入高の残高である。材料消費は考慮しない。平均法では5.500、後入先出法では6.100、先入先出法では5.000となる。

⑧棚卸資産の製造原価

完成品は、期末評価は行われない。原価計算部門では、以下の情報がある。

- ・材料及び完成品個別原価 1.000
- ・材料及び完成品共通原価 1.900

- ・一般管理費 500

- ・製造期間に発生する資金融資に関する他人資本利子 100

⑨引当金の評価

当該営業年度の貸借対照表におけるその他の引当金は、現在割引を行わない。短期引当金は3.920、5年の長期引当金は8.000、さらに長期引当金には原価上昇を考慮しない。しかし長期引当金は部門によっては経験上、年間2%の原価上昇を前提としている。

⑩自己株式の評価

A社はt1年（当該営業年度）に300（名目価値評価100）で自己株式を取得した。これは当該営業年度の貸借対照表には含まれていない。購入価額には10の購入費用が含まれる。

以上 ①から⑩の取引は、3つの基準に従って、それぞれ異なる会計処理を行い、どれだけの利益差異が生じるかについて、以下に、一覧表に集計して示すことにする。

表7は、まずA社の年度利益は10.835であることを前提として、3つの基準に従って会計処理をした場合に、どのような利益数値になるかを示している。

表7から、最終的に利益は、以下のようになる。

表8により、IFRSに従った会計処理には選択権が少ないことから、最小と最大限の利益差額がもっとも少額である。IFRSに従った会計処理では、会計政策の余地が狭められると考えられる。また旧商法上の会計処理には選択権が多く与えられていることから、最大及び最小限の利益差額は多額となる。会計数値上、新商法とIFRSの利益数値は大きい。しかし最小と最大限の利益差額は少ないということが示されている。

したがって、表7はIFRSを適用した上

表 7 旧商法・新商法及び IFRS に従った場合の最大及び最小の年度利益算定（単位：ユーロ）

取引		旧商法			新商法		IFRS	
		最大	最小		最大	最小	最大	最小
	仮の年度利益	10.835	10.835		10.835	10.835	10.835	10.835
①	その他の営業費用	-250	-250	その他の営業費用	-250	-250	-250	-250
				その他の借方給付	130		130	130
				無形固定資産の減価償却費	-3		-3	-3
				収益税	-50,8		-50,8	-50,8
				収益税			-16	-16
②	無形固定資産の減価償却費	-40	-600	無形固定資産の減価償却費	-120	-120		
	その他の営業費用			その他の営業費用	32			
③	利子費用	-15	-75	利子費用	-15	-75	-15	-15
④	有形固定資産の減価償却費 その他の営業費用	-250	-250 -175	有形固定資産の減価償却費	-250	-300	-360	-360
				収益税			44	44
				収益税			-32	-32
⑤	その他の営業費用	-80	-80	その他の営業費用	-80	-80		
⑥	金融資産の償却	-2.600	-2.600	金融資産の償却	-2.600	-2.600	-2.600	-2.600
				その他の営業費用 収益税			800 -320	800 -320
⑦	材料費	-5.000	-6.100	材料費	-5.000	-6.100	-5.000	-5.500
	収益税	-200		収益税	-200		-200	
⑧	棚卸資産の価値引き上げ	3.500	1.000	棚卸資産の価値引き上げ	3.500	2.900	2.900	2.900
				その他の営業費用	912	912	912	912
⑨	収益税	751,6	-	収益税	386,8		386,8	386,8
⑩		-	-	その他の営業費用	-10	-10	-	-
	最終的年度利益	6.651,6	1.705	最終年度利益	7.217	5.112	7.161	6.861
				収益相殺			1.500	
				費用相殺			-600	
				その他の包括利益			900	
				全体損益			8.061	6.861

(出所) Rolger, Silvia, a.a.O., S.228-229 より作成した。

表 8 3つの基準に従った利益数値の差額

	最大利益	最小利益	差額
旧商法	6.651,6	1.705,0	4.946,6
新商法	7.217,0	5.112,0	2.105,0
IFRS	7.161,0	6.861,0	300,0
IFRS (包括利益を含む)	8.961,0		

(出所) Rolger, Silvia, a.a.O., S.228-229 より作成した。

場企業の決算書においては、会計政策の余地が狭められるということを示している。

また上場企業の連結決算書及び個別決算書は、実務において適正に処理されているかどうかは、DPR と BaFin の調査に委ねられる。まず DPR の調査システムを理解した上で、その調査結果をみてみよう。

IV. 会計制度と実務の関係

1. 会計監督の制度整備

(1) 会計監督の制度整備（商法 342 b 条 1 項）

商法 342 b 条で定められた DPR の設置は、2004 年 12 月 15 日 BilKoG 経過規定（商法施行法 56 条）で規定されている。^{注 22)}

DPR には、所員 19 名（そのうち 15 名が会計士及び税理士）、理事 5 名（そのうち 1 名が会計士協会、1 名：企業、1 名：金融機関、1 名：株主保護協会、1 名：無所属）、指名委員会 7 名（そのうち 2 名：会計士及び税理士、1 名：大学、1 名：無所属、3 名：業界団体）、業務執行部 1 名（会計士）、17 の設立発起団体（金融及び産業等の業界団体）^{注 23)} が関わっている。

ドイツ DPR は、資本市場及び一般公開をとおして、企業の財務諸表の質の改善をめざし、会計不正（誤謬）の防止を目的にしている。この DPR は民間組織であるが、このプライベートの組織と国家機関のパブリックの連邦法務省（BMJ）、連邦金融庁（BaFin）との協力体制によって会計監督が行われることになった。^{注 24)}

第 1 段階では、私法で組織された DPR が

独立した立場で、企業の決算書を調査する。

DPR は、BMF（連邦財務省）と BMJ の協力によって「会計の違反」を調査する機関として認められている。エンフォースメントの第 2 段階では、企業の協力が拒否された場合には、BaFin が強い権限で調査手続きを指示（命令）することができる。BaFin は、誤謬（不正）を確認した場合には、それを公表することを命令する権限を有する。

第 1 段階では、専門知識のある独立した会計士及び税理士の民間委員会によって調査が行われる。その際に、会計規則に違反した手掛かり（Anhaltspunkt）が調査される。BaFin は、会計の調査を DPR に求める。すべての上場企業から企業を抽出して抜き取り調査を行う。

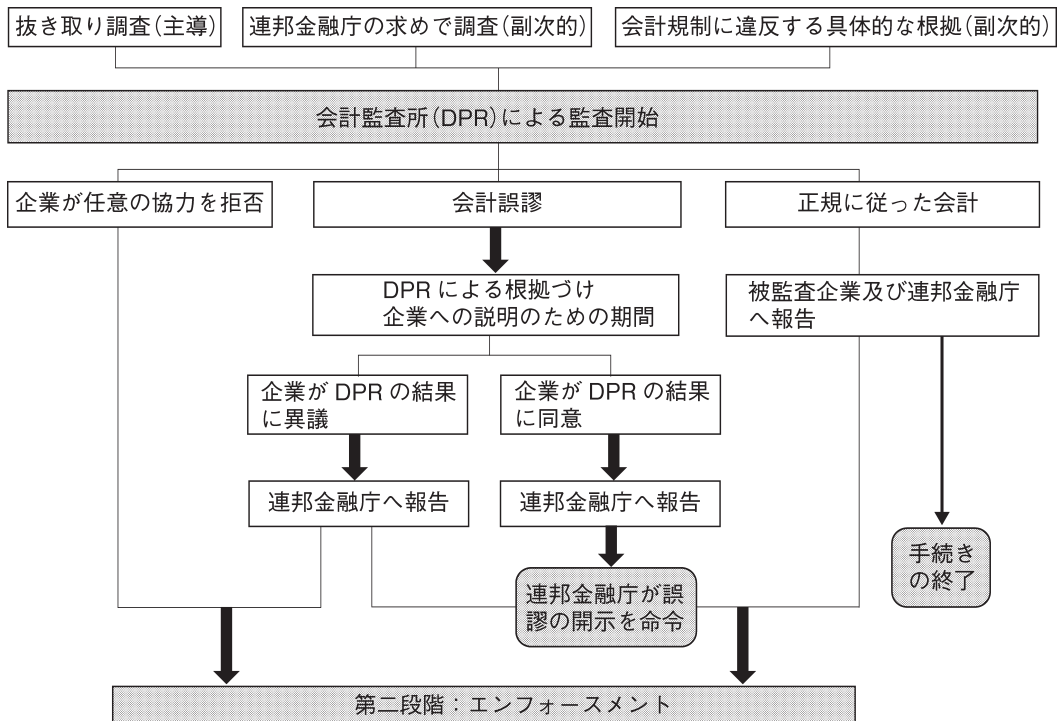
図 3 に示すように、その際に企業の任意の協力を得て、正規の会計が行われた場合には、そのことが BaFin に報告され、調査は終了する。しかし企業から任意の協力が得られない場合に、その DPR の調査は BaFin の調査^{注 25)}に移送される。

DPR は企業、つまり法人の代表、調査の関係者（例えば決算書監査人、すなわち会計士等）とともに協力をして、調査の適切な情報を処理する義務がある。その際に、会計の誤謬（不正）がない場合には、DPR は、その調査結果を企業と BaFin に報告して、調査は終了する。

しかし会計の誤謬（不正）が確認された場合には、そのことを BaFin に報告し、証券取引所法 37 q 条 2 項 1 文に従って、企業の会計誤謬（不正）が公開されなければならない。その際、企業（決算書監査人：会計士）が DPR の調査結果に異議申し立てをした場合には、DPR は BaFin にその旨を報告し、その手続きは BaFin に移送される。この段

図3 第1段階のエンフォースメント

第1段階：エンフォースメント



(出所) Zülch, Henning/Hoffmann, Sebastian, Rechnungslegungs-Enforcement in Deutschland—ein erster Überblick, *DSiR* 18/2010, S.946

階では、裁判所は介入できない。

第2段階では、BaFinの指揮監督のもとで行われるエンフォースメント手続きは行政行為としてみなされる。企業がDPRの調査結果の正当性に疑問をもつか、或いは金融機関及び保険会社に関しては、信用制度法44条1項2文又は保険監督法83条1項2号に従った調査に疑問をもった場合には、第2段階で、図4に示すように、その調査が行われる。^{注26)}

第2段階におけるBaFinによる調査は、公法上、有価証券取引法370条1項に従って行政行為による調査が行われる。その調査では、同法4項及び5項に従って情報請求権がBaFinに与えられている。

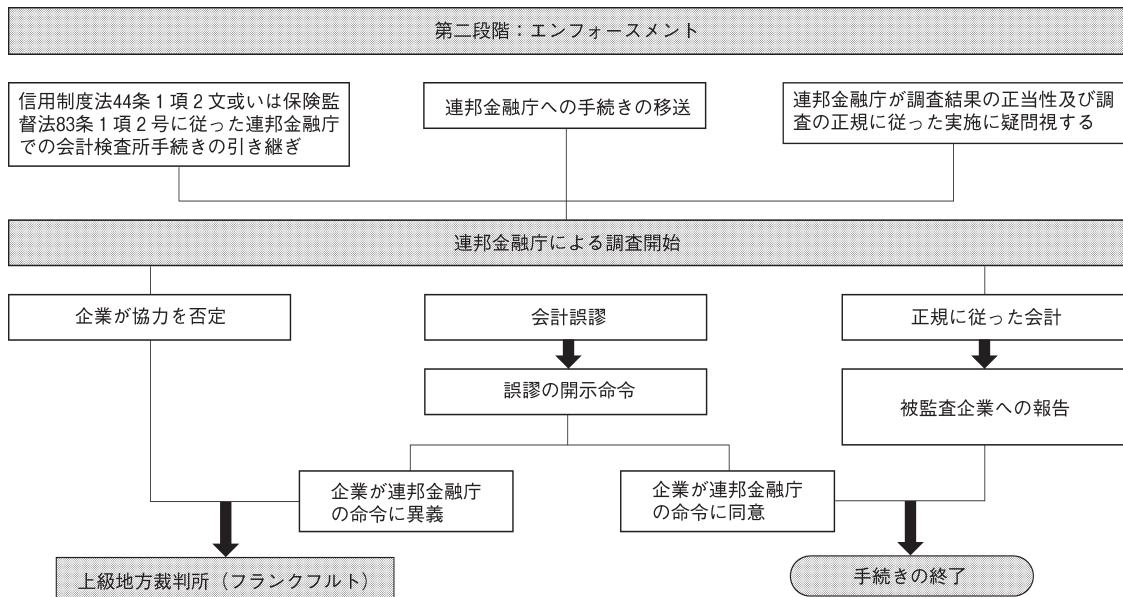
他方、企業にも法的な保護も与えられており、BaFinの調査命令に対してフランクフルト地方上級裁判所に異議申し立てができるか、或いは仮の法保護が申請できる。

しかし調査において会計の正当性が確認できた場合には、そのことを企業に報告し、手続きを終了することになる。

それとは反対に、会計の誤謬（不正）が確認された場合には、それを企業に認めさせ、その誤謬（不正）を公開するように企業に命令し、手続きを終了することになる。^{注27)}

DPRによる企業の決算書の5年間にわたる調査では、DPRと企業、監査法人との間において調査結果の合意が得られない事例が生じている。その例として、フランクフルト

図 4 第 2 段階のエンフォースメント



(出所) Zülch, Henning/Hoffmann, Sebastian, *a.a.O.*, S.947

地方上級裁判所への提訴が挙げられる。

裁判をとおして「会計誤謬（不正）」を問うエンフォースメントがみられる。

(2) 裁判によるエンフォースメント

フランクフルト上級地方裁判所に会計の誤謬（不正）を巡って提訴された裁判の判決は、

①資本市場に上場している企業の状況報告書及び付属説明書に予測報告書が含まれていなかったことが、エンフォースメント手続において誤謬（不正）と指摘された。商法 289 条 1 項 4 文及び 315 条 1 項 5 文で規定されている予測報告書が完全に欠如しているのは正当と言えない（2009 年 11 月 24 日）。

②資本市場の観点から重要な誤謬（不正）の場合にのみ、エンフォースメント手続において公表される（2009 年 1 月 22 日）

③エンフォースメントにおいて決算書監査

人には、情報提供が義務付けられる（2007 年 11 月 29 日）

④ BaFin による連結決算書の動機調査—決算書における誤謬（不正）を公表すべきとする BaFin の命令に矛盾—仮の法的保護の方法で BaFin の命令について、その正当性が裁判所で調査される（2007 年 6 月 14 日）。

⑤ BaFin の求めによるエンフォースメント手続において、決算書監査人は監査報告書を提出しなければならない。異論によって法効果が遅れるのは、エンフォースメント手続を早めるべきとする命令に矛盾する（2007 年 2 月 12 日）。

以上は、BaFin による会計誤謬（不正）に異議申し立てがなされた裁判の判決である。

これらの裁判では、状況報告書及び付属説明書に予測報告書が含まれていなかったことについて、DPR と BaFin の調査では「会計不正」とされた。しかし企業側は、経済危機

表 9 調査企業数

	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年
調査企業数	7	109	135	138	118	118

(出所) DPR, Tätigkeitsbericht 2005—2009 より作成した。

に際して、予測報告書が欠如しているのは、経済危機の予測はできないとして対抗した。また決算書監査人が、既に適正監査を証明した後に、DPR と BaFin によって「会計不正」として公表されることは矛盾し、決算書監査人は、企業の監査に関する監査報告書を、BaFin の求めに応じて提出しなければならない。これは守秘義務に反するのではないかと^{注 29)}いうことが争点となった。

一方、「会計不正」が公表された企業は、その公表で株価の下落等のダメージを受けることに対して、企業の法的な保護は現行法で^{注 30)}十分なのかという問題提起がなされている。

DPR の設置は、2004 年 BilKoG によって導入され、コーポレート・ガバナンスの礎 (Baustein) として設けられた。企業の会計不正を防止するために、また資本市場における企業の危機及びスキャンダルによって投資家の信頼性を失ったことに対して、ドイツ資本市場の再生をかけて企業会計の正規性 (Ordnungsmäßigkeit) がエンフォースメント手続きにおいて確保されるために、DPR と BaFin の協力した調査体制で、企業の決算書が調査されることになった。したがって決算書監査の正規性がエンフォースメント手続きにおける調査対象ではなく、第 2 段階のエンフォースメント手続きで、決算書監査人に義務付けられていることは、BaFin の求めに応じて、調査に必要な資料と情報を^{注 31)}提供することであるとしている。

したがって裁判をとおして、「会計の正規性」、「決算監査人の使命」、「DPR の役割」

が明確にされ、エンフォースメントが形成されるといえる。

2. 調査結果による会計実務

Herbert Meyer (DPR 所長) は、2009 年の調査結果には、IFRS の複雑さと金融危機の影響があったため、会計誤謬 (不正) の発生率が高かったとしている。調査対象となる企業は、ドイツ証券取引所で規制市場に上場している国内外企業である。2004 年から 5 年間に約 1,000 社の企業を調査することになっている。そのうち約 150 社は外国企業である。

DPR での動機調査は DPR が企業の会計に違反した具体的な手掛かりを認めた場合に行われる。動機調査は、一般の関心のない場合には行われない (前述判決②に示すように)。というのは、会計誤謬の影響はそれほど重要とは考えられないからである。これまで 6 年間の調査対象となった企業数は、表 9 に示すとおりである。

DAX, MDAX, SDAX, TecDAX 企業の調査は 4 年から 5 年の間に実施され、その他の企業は 8 年から 10 年の間に抜き取り調査が実施されることになっている。

調査は、当初は直近の年度決算書及び連結決算書が対象となった。しかし EU の透明性指令の国内法化後には、中間決算報告書も調査の対象となっている。DPR の調査は商法 317 条に従った完全な監査ではない。DPR の調査は、抜き取り調査と動機調査で

表 10 会計誤謬及び不正の対象となる会計処理件数

	2010 年	2009 年	2008 年	2007 年
企業買収	74	36	27	16
付属説明書記載：リスク報告書	34	17	23	7
税効果会計	32	11	6	14
金融商品（記載表示）	23	28	10	
キャッシュフロー計算書	17		9	10

（出所）DPR,Tätigkeitsbericht 2007-2010 より作成した。

ある。動機調査は、会計誤謬（不正）の手掛かりがある場合に、その事情の調査に限定される。しかし会計規則違反の手掛かりが、さらに生じた場合には、DPR による調査の範囲は広げられることは妨げられない。

他方、抜き取り調査は、DPR がリスクを鑑みて抽出された具体的及び実質的な事情に限定される。

企業の会計誤謬（不正）が指摘された会計処理のうち、上位 5 位の会計処理は、表 9 に示すことができる。^{注 32)}

Herbert Meyer は、企業買収、金融商品、状況報告書及びリスク報告書、税効果会計（特に損失の繰り延べ）を会計誤謬（不正）の頻度の高い会計処理として挙げている。

2009 年の DPR による調査結果から、① IFRS の範囲の広さと複雑さは、会計誤謬（不正）の高い発生率の主な原因となっている、②資本市場への参加者（IFRS ユーザ）にとって透明性の改善にはならない、③多様な基準を変換するには高い費用がかかるとして、DPR は IFRS の簡略化をドイツ会計基準理事会（DSR）に提案し、最終的には IASB にも提案するという意向である。^{注 33)}

おわりに

EU 委員会での承認を経て IFRS 導入をするドイツでは、「会計の正当性」を保つために、会計制度と監督制度の整備を EU との連携体制のもとで統合に向けて実施している。しかし一方では、ドイツ独自の権限を保っている。

そのなかで、国内会計制度では、2009 年 BilMoG に、完全な IFRS を導入するのではなく、IFRS に近づけるために、逆基準性の原則を廃止し、会計処理上の選択権を削減することで対応した。

DPR の調査結果から IFRS 導入後の現状をみることができる。調査結果には、会計数値の誤謬よりも報告書に関する規則違反が多かったこと、IFRS の複雑な会計処理から会計誤謬（不正）が生じることが挙げられている。それを理由に、DPR は、今後 DSR と IASB に基準の簡略化を提案する意向である。

会計制度と会計実務への経済社会の変化の影響は回避できない。経済変化の影響が国際的に波及する現代において、国際的会計基準にはコンバージェンスが求められる。しかし国内の会計制度は、その国の特有の文化社会のしくみのなかで形成されていることは無視

できない。国際的会計基準設定には、公平な国際的視野からの提案が必要であろう。しかし国内の制度には、各国の歴史及び伝統のなかで形成されてきた特有の社会基盤の上に形成されていることを忘れてはならないであろう。

【注】

- 注 1) 文中で IFRS としているのは、国際会計基準 (IAS) と国際的財務報告書基準 (IFRS) を示している。
- 注 2) Helmrich, Herbert, *Bilanzrichtlinien – Gesetz*, München 1986, S. 13-16, S. 15-33. Pellens, Bernhard/Fulbier, Rolf Uwe/Gassen, Joachim, *Internationale Rechnungslegung*, Stuttgart 2006, S. 46.
- 注 3) Pellens, Bernhard/Fulbier, Rolf Uwe/Gassen, Joachim, *a.a.O.*, S. 77.
- 注 4) Pellens, Bernhard/Fulbier, Rolf Uwe/Gassen, Joachim, *a.a.O.*, S. 49.
- 注 5) アメリカ・ニューヨーク証券取引所へ上場したドイツ企業 (<http://www.nyse.com/>) [2011 年 2 月 28 日現在]
- 注 6) 欧州規制当局委員会 CERS (www.cers.europa.eu) は、2011 年 1 月以降、欧州証券及び市場当局 (ESMA (www.esma.europa.eu)) に移行している。
- 注 7) ドイツには 7 つの証券取引所 (ベルリン、ハンブルク・ミュンヘン・デュセルドルフ・ハノファー・シュツットガルト) があり、ドイツ代表のドイツ証券取引所 (DB) はフランクフルト証券取引所である (Bestmann, Uwe, *Börsen- und Finanzlexikon*, München 2007, S. 123.)。
- 注 8) Pellens, Bernhard/Fulbier, Rolf Uwe/Gassen, Joachim, *a.a.O.*, S. 46.
- 注 9) EU, International Accounting Standards and Interpretations endorsement process in the EU, (Regulation EC No.1606/2002).
- 注 10) 森美智代/ダルシー・アンネ「会計基準の統合と会計監督の制度整備—個別決算書の IAS/IFRS 適用へのドイツの対応—」『会計』森山書店, 第 168 号, 2005 年 10 月, 12 頁-22 頁。
- 注 11) Fey, Gerrit, *Unternehmenskontrolle und*

Kapitalmarkt, Stuttgart 2000, S. 35-41.

- 注 12) Wolf, Klaus, Entwicklungen im Enforcement unter Berücksichtigung des Referentenentwurfs für ein Bilanzkontrollgesetz (BilKoG), *DStR*, 6/2004, S. 246.
- 注 13) Fink, Christian/Reuter, Frank, Bilanzpolitik als Mittel zur Gestaltung des Jahresabschlusses, S. 15-16, S. 23. in: *Bilanzpolitik und Bilanzanalyse nach neuem Handelsrecht*, Stuttgart 2010.
- 注 14) EU, International Accounting Standards and Interpretations endorsement process in the EU, (Regulation EC No. 1606/2002).
- 注 15) Pellens, Bernhard/Jödicke, Dirk/Jödicke, Ralf, Anwendbarkeit nicht freigegebener IFRS innerhalb der EU, *BB*, 46/2007, S. 2503-2504.
- 注 16) Pellens, Bernhard/Fulbier, Rolf Uwe/Gassen, Joachim, *a.a.O.*, S. 77.
- 注 17) Pellens, Bernhard/Jödicke, Dirk/Jödicke, Ralf, *a.a.O.*, S. 2503-2507. Oversberg, Thomas, Übernahme der IFRS in Europa, *DB*, 2007, S. 1597-1602. Buchheim, Regine/Gröner, Susanne/Kühne, Mareike, Übernahme von IAS/IFRS in Europa, *BB*, 33/2004, S. 1783. Inwinkl, Petra, Die neue Prüfgruppe der EU Kommission und das neue Verfahren zur Anerkennung der IFRS, *WPg*, 7/2007, S. 290-291.
- 注 18) Aigner, Kathrin, *Das neue Bilanzrecht nach HGB*, Münster 2009, S. 15-19.
- 注 19) Hahn, Klaus, *BilMoG Kompakt*, Stuttgart 2009, S. 3.
- 注 20) 森美智代/ダルシー・アンネ, 前掲稿, 14 頁. Buchholz, Rainer, IAS für mittelstandische Unternehmen? – Vor- und Nachteile neuer Rechnungslegungsvorschriften in Deutschland, *DStR* 30/2002, S. 1280.
- 注 21) Rogler, Silvia, Das bilanzpolitische Potenzial von Bilanzierungswahlrechten, *KoR* 3/2010, S. 163-168, *KoR* 4/2010, S. 225-234.
- 注 22) Meyer, Herbert, Komplexität von IFRS und wirtschaftliche Situation als Hauptursachen von Fehlern in Konzernabschlüssen, *Der Konzern* 5/2010, S. 226-232 (2010).

- 注 23) Deutsche Prüfstelle für Rechnungslegung, *Jahrsbericht 2009*. に DPR の構成メンバーが説明されている。
- 注 24) Zülch, Henning/Hoffmann, Sebastian, *Rechtsprechung zum Rechnungslegungs-Enforcement in Deutschland ein erster Überblick, DStR*, 18/2010, S. 226. “Fehler der Rechnungslegung” は「会計の誤謬であるが、場合によっては不正となることもあるので、誤謬（不正）」と訳している。法律上は過失（Fehler）の意味で解釈される。
- 注 25) Zülch, Henning/Hoffmann, Sebastian, *a.a.O.*, S. 227.
- 注 26) Zülch, Henning/Hoffmann, Sebastian, *a.a.O.*, S. 945-950.
- 注 27) Zülch, Henning/Hoffmann, Sebastian, *a.a.O.*, S. 947.
- 注 28) Zülch, Henning/Hoffmann, Sebastian, *a.a.O.*, S. 947-950.
- 注 29) Paal, Boris P., Zur Vorlagepflicht von Arbeitspapieren des Abschlussprüfers im Enforcementverfahren, *BB*, 33/2007, S. 1775-1778.
- 注 30) Krause, Hartmut, Rechtsschutz im Enforcement-Verfahren, *BB*, 5/2011, S. 299-303. Paul, Martina, Enforcement der Rechnungslegung kapitalmarktorientierter Unternehmen aus der Sicht der Rechtsprechung, *WPg*, 1/2011, S. 11-16.
- 注 31) DPR, Tätigkeitsbericht 2007-2010 より作成した。
- 注 32) Zülch, Henning/Hoffmann, Sebastian, *a.a.O.*, S. 945-950.
- 注 33) Meyer, Herbert, *a.a.O.*, S. 232.

【参考文献】

Beckscher, *Bilanz-Kommentar*, München 2010.
Aigner, Kathrin, *Das neue Bilanzrecht nach*

HGB, Münster 2009.

木下勝一著『会計規制と国家責任』森山書店, 2007 年。
郡司 健著『連結会計制度論—ドイツ連結会計報告の国際化対応—』中央経済社, 2000 年。
国際会計基準委員会財団（編纂）『国際財務報告基準（IFRSs）2009』中央経済社, 2009 年。
佐藤 誠二編著『EU/ドイツ会計制度改革—IAS/IFRS の承認と監視のメカニズム—』森山書店, 2007 年。
森 美智代著『会計制度と実務の変容』森山書店, 2009 年。

【略語】

AktG : Aktiengesetz
BaFin : Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht
BilKoG : Bilanzkontrollgesetz
BilReG : Bilanzrechtsreformgesetz
BilMoG : Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz
BMF : Bundesministerium der Finanzen
BMJ : Bundesministerium der Justiz
CESR : The Committee of European Securities Regulators
DAX : Deutscher Aktienindex
DRSC : Deutsches Rechnungslegungs Standards Committee
DPR : Deutsche Prüfstelle für Rechnungswesen
ESMA : European Securities and Markets Authority
IOSCO : International Organization of Securities Commissions
KapAEG : Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetz
KonTraG : Gesetz zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich
WpHG : Gesetz über den Wertpapierhandel